

群馬県学校生協における新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

基本方針

- (1) 役職員及びその家族、組合員、指定店・取引先の関係者の安全を守るため、感染防止・感染拡大防止策を最優先して活動を進めます。

20・21年度は5月・9月・3月には教職員の感染防止に寄与するため「感染症予防用品」を各職場にお届けしました。

2022年度も引き続き、感染防止のお役に立てるよう同様の取り組みを行う予定です。

- (2) 新型コロナウイルスに関する基本情報や感染防止策、群馬県の基本方針等を職員・指定店・取引先に周知します。
- (3) 感染拡大の警戒度に応じて、必要な対策を実施します。

職員及び指定店における感染防止策について

- (1) 出勤時は事務所で検温・手指消毒を行い、勤務中はマスク着用を義務化します。
- (2) 毎日の体調チェックを行い、発熱等の症状がある場合は自宅待機とします。
- (3) 事務所内の除菌や消毒を毎日実施します。
- (4) 事務所への来訪者には、検温・手指消毒・マスク着用を徹底し、37度以上の発熱のある方の入室を遠慮いただきます。
- (5) 3つの「密」(密閉・密集・密接)を避ける行動を行います。
(学校生協事務所では窓・ドアを開放し、毎日オゾン消毒を実施)
- (6) 指定店等の学校訪問に際しては、事前にアポイントを取り、感染防止対策(検温・手指消毒・マスク着用・場合によってはフェイスシールド着用)を徹底します。
- (7) 会議やイベント開催の場合は、規模を縮小(参加者の限定・時間短縮)するとともに、感染防止対策を徹底します。



職員用：出勤時に検温・手指消毒を実施



来訪者用：検温・手指消毒実施。体温は来訪者受付簿に記載



事務所内には飛沫防止パネルを設置

新型コロナウイルス 感染対策**実施中**

一同、細心の注意を払って
感染症対策に取り組んでおります。



みなさまの健康・安全の確保のため
ご理解とご協力をお願いいたします。